重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項

昭和５４年５月１日
文化庁長官裁定
昭和５６年４月２日
平成元年５月２９日
平成２年６月８日
平成３年５月９日
平成１０年１１月２０日
平成１２年４月３日
平成１７年４月１日
平成２０年４月１日
平成２８年４月１日
平成３０年４月１日
令和２年４月１日
令和３年４月１日
令和４年４月１日
改正

１．趣　旨

この要項は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４６条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、保存地区が所在する市町村とする。

３．補助対象事業

（１）保存地区保存事業

保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業で次に掲げる事業とする。なお、①～⑤については、市町村が自ら行う事業で修理が完了する翌年から５ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は市町村が自ら行う事業若しくは所有者等の行う事業で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、若しくは国土強靭化地域計画の中で補助事業の対象となる文化財が具体的に記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

①伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）の修理事業のうち、それらの増築、改築又は移転で当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。

②伝統的建造物の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）に係る修理事業のうち、その修繕又は模様替えで当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。

③伝統的建造物以外の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の修景事業のうち、それらの新築、増築、改築、移転又は除却で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。

④建築物等の外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）に係る修景事業のうち、その修繕又は模様替えで当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。

⑤保存地区内の自然物及び土地の復旧事業又は修景事業で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。

⑥保存地区内における建造物等の安全性確保に必要な耐震診断。

⑦保存地区内における建造物及びその他の物件の管理のために必要な環境保全事業及び防災設備、標識、説明板等の施設設備を整備する事業又は保存地区の防災性能の向上のため実施する災害シュミレーション解析等の先端技術を活用した事業で当該保存地区の保存のために特に必要なもの。

⑧伝統的建造物及びその敷地又は保存地区内の土地及び建築物で、当該保存地区の保存のために特に買上げが必要なもの。

（２）保存地区公開活用事業
保存地区の公開活用のために市町村が自ら行う次に掲げる事業とする。ただし、①については、所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助することも可能とする。
①保存活用計画の策定
②保存地区内の建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備
③上記②に伴う外観（これと密接な関連を有する構造部位等を含む。）の修理・修景工事及び敷地内の整備
④保存地区内の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備
⑤保存地区内の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備
⑥保存地区の理解の促進に資する情報発信事業

４．補助対象経費
補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。
なお、修理事業については、総事業費から修理が完了する翌年から５ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする（災害復旧事業及び間接補助事業を除く）。
（１）保存地区保存事業
①主たる事業費
ア　修理、修景等工事経費
イ　防災設備等工事経費
ウ　設計料及び監理料
エ　土地及び建造物等購入経費
オ　間接事業経費
②その他の経費
事務経費

（２）保存地区公開活用事業
①主たる事業費
ア　保存活用計画策定経費
イ　建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
ウ　解説整備事業経費
エ　設計料及び監理料等
②その他の経費
事務経費

５．補助金の額
補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の５０％とする。

（１）当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

（２）補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の６５％とする。
なお、過疎法附則第５条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。

（３）当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の８０％とする。

（４）補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（別　紙）

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
保存地区保存事業	主たる事業費	1.修理、修景等工事経費	修理工事費 修景工事費 復旧工事費	給与 報酬 職員手当等 共済費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費		重要文化財建造物修理工事経費の本工事費に準ずる
		2.防災設備等工事経費	防災工事費			重要文化財建造物防災設備工事経費の本工事費に準ずる
		3.土地、建物等購入経費	土地、建物等購入費	公有財産購入費		重要文化財建造物等買上費に準ずる
		4.設計料及び監理料	委託料	委託料	設計料 監理料 ○○委託料	耐震診断を含む 耐震診断を含む 測量、試験等の委託
			技術指導料	報償費	技術指導謝金 ○○謝金	 原稿執筆・翻訳謝金等
				旅費	普通旅費	技術的指導旅費
		5.間接事業費	間接補助事業費	負担金、補助金及び交付金		1.2.4の事業を補助事業として実施する場合
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	
				需用費	消耗品費 会議費 印刷製本費 ○○費	 工事報告書及び小印刷、写真焼付等
				役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料等
				委託料	不動産鑑定委託費	
				使用料及び賃借料		

保存地区公開活用事業	主たる事業費	(ア)保存活用計画策定経費	計画策定経費	給与 報酬 職員手当等 共済費 報償費 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料	重要文化財建造物保存活用計画策定経費の計画策定経費に準ずる	
		(イ)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	給与 報酬 職員手当等 共済費 旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費	重要文化財建造物建築工事経費、設備工事費、環境整備費の本工事費に準ずる	
			共通工事費			本工事費に準じる
			附帯工事費			本工事費に準じる
			工事人件事務費	給与 報酬 職員手当等 共済費 旅費	重要文化財建造物建築工事経費、設備工事費、環境整備費の工事人件事務費に準ずる	
		(ウ)解説整備事業経費	解説整備事業費	給与 報酬 職員手当等 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 備品購入費 需用費	重要文化財建造物解説整備事業経費の解説整備事業費に準ずる	
		(エ)情報発信経費	委託費	委託費	○ ○ 委託	
		(オ)設計料及び監理料等	委託費	委託費	設計料 監理料 翻訳・監修料	
			技術指導料			

		(カ)間 接 事 業 費	間接補助事業費	報 償 費 旅 費 負担金､補助金及び交付金	技術指導謝金 〇 〇 謝 金 普 通 旅 費	 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費 （ア）の事業を補助事業として実施する場合
	その他の経費	事 務 経 費	事 務 費	 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料	 普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 印刷製本費 光 熱 水 料 〇 〇 費 通信運搬費 手 数 料 〇〇委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 郵便料等 写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料等